

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））  
実施要綱

平成 29 年 5 月 11 日

一部改正 令和 3 年 4 月 1 日

一部改正 令和 4 年 4 月 1 日

第 1 通則

福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け、府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25 文科政第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号。以下「制度要綱」という。）第 2 に規定する福島再生加速化交付金のうち、制度要綱第 3 の 3 に規定する福島定住等緊急支援として行う福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）その他の法令、制度要綱及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 2 目的

交付金は復興・創生期間及び第 2 期復興・創生期間における福島の本格復興に向けて、子どもをはじめとする住民の健康を守る取組みを着実に推進し、福島県の原子力災害に起因する放射線による健康不安を解消することを目的とする。

第 3 定義

福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等は、第 2 に定める目的を達成するため、第 4 に定めるところにより福島県が作成した福島県の子どもをはじめとする住民の健康を守る取組に関する計画（以下「定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画」という。）に基づく事業又は事務（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

第 4 定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の作成及び提出

1 対象地域

定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の作成の対象となる地域は、福島県とする。

## 2 定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の提出

交付金を充てて福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等を実施しようとする福島県は、次に掲げる事項を記載した定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画（様式1-1、様式1-2、様式1-3及び様式1-4）を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

一 計画の目標

二 福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等の事業概要及び原子力災害に起因する県民の健康不安解消に向けた取組との関係

三 福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等に要する費用

四 その他必要な事項

## 3 計画期間

定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画に記載する計画期間は、平成29年度から令和7年度までのうち、福島県が設定するものとする。

## 4 定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画に位置付ける事業に関する留意事項

福島県は、事業計画を作成するに当たり、福島県の原子力災害に起因する子どもをはじめとする住民の健康不安解消のために真に必要かつ有効な取組を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めること。

## 5 定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の変更

福島県は、定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、速やかに、変更後の定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画を様式2に添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、四又は五の場合は、変更を行った年度の年度末に、変更後の定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画を提出すれば足りることとする。

一 福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等の新設又は廃止を申請する場合

二 福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等のいずれかの事業又は事務について、定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画における総交付対象事業費を増額する場合

三 交付決定単位又は定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画ごとの交付金交付額の変更を申請する場合

四 第10の2に規定する事業間の流用を行う場合（その際には、変更後の

定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の提出にあわせ、様式 3 を添付することとする。）

## 五 その他の変更の場合

### 第 5 福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等

福島県は、定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画に定めた目標を実現するために必要となる効果的かつ効率的な事業又は事務を当該計画に記載する。

交付対象事業は、内閣総理大臣が交付要綱等に定める要件を満たすものとし、交付対象事業費及び交付率等は、内閣総理大臣が交付要綱等で定めるものとする。

### 第 6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、福島県から定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の提出を受けた場合には、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等に要する経費について、予算の範囲内で配分計画を作成する。内閣総理大臣は、配分計画の作成に当たっては、福島県における定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画に基づく福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等の必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案するものとする。

### 第 7 交付可能の通知

内閣総理大臣は、定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画を提出した福島県に対し、第 6 により作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

### 第 8 交付決定単位

交付決定単位は、福島県とする。

### 第 9 交付申請

第 7 により交付可能額の通知を受けた福島県は、内閣総理大臣が定める交付要綱等に基づき、内閣総理大臣に対して交付の申請を行うものとする。

なお、福島県が複数の定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画に基づく交付可能額の通知を受けた場合には、定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画ごとに交付申請を行うことを要せず、まとめて交付申請を行うことができる。

## 第10 交付金の執行

- 1 福島県は、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等の実施に当たり基金を造成し、定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の計画期間内にこれを取り崩して福島定住緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等を実施することができる。

基金の設置及び管理については、内閣総理大臣が定める交付要綱、基金管理運営要領等によるものとする。

### 2 事業間の流用

福島県は、同一の交付決定の範囲内においては、経費の配分を変更し、事業間の流用を行うことができる。

### 3 交付決定前の着手

#### 一 交付可能額通知後の交付決定前の着手

福島県は、交付可能額の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式4）を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

#### 二 交付可能額通知前の交付決定前の着手

福島県は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式5）を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

### 4 費用の縮減

福島県は、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等の実施に当たっては、当該福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等の実施に要する費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

## 第11 定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の評価及び公表

### 1 定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の公表

福島県は、定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画を内閣総理大臣に提出し、交付可能額の通知を受けた後、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画を内閣総理大臣に提出した上で公表するものとする。第4の5の定住等緊急支援事業計画の変更を行った場合においても、速やかに変更後の定住等緊急支援

(福島健康不安対策事業) 事業計画を公表するものとする。

なお、内閣総理大臣又は福島県は、修正前の定住等緊急支援(福島健康不安対策事業) 事業計画を公表することができるものとする。

## 2 定住等緊急支援(福島健康不安対策事業) 事業計画の進捗状況の報告及び公表

福島県は、交付金の交付を受けた年度の翌年度から定住等緊急支援(福島健康不安対策事業) 事業計画の期間の終了の日の属する年度(以下「計画終了年度」という。)までの毎年度の内閣総理大臣が指定する日までに、定住等緊急支援(福島健康不安対策事業) 事業計画の進捗状況を把握し、様式6により、定住等緊急支援(福島健康不安対策事業) 事業計画の進捗状況を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

## 3 定住等緊急支援(福島健康不安対策事業) 事業計画の実績に関する評価及び公表等

福島県は、内閣総理大臣が別に定めるところにより、計画終了年度の翌年度の12月末日までに、当該計画に掲げる目標の達成状況及び当該計画に基づく福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業) 事業等の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。また、内閣総理大臣は、福島県に対し、定住等緊急支援(福島健康不安対策事業) 事業計画の進捗状況を把握するために必要な限度において、報告及び公表を求めることができるものとする。当該評価については、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。福島県は、本項の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

## 4 公表の方法

福島県は、公表に当たってはインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

## 第12 必要事項の報告及び資料の提出

内閣総理大臣は、福島県に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

## 第13 その他

その他福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業) 事業等の要件、交付金の交付の手続、交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣が定める交付要綱等による。

附 則  
(施行期日)  
この要綱は、平成 29 年 5 月 11 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日)  
(施行期日)  
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 4 月 1 日)  
(施行期日)  
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1 - 1 申請書)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事 氏名

定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の提出について

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））実施要綱第 4 の 2 の規定に基づき、定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画（令和●～●年度）を提出します。

※別紙に計画の目標を簡潔に記載願います。また、計画の区域及び事業を実施する場所について図面を添付して明示願います。

(別 紙)

計画の目標

※事業計画全体について、実施後の効果を定量的に把握するための指標等も記載してください。

※当該事業を復興計画等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください。

計画の区域

※計画の区域及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。



(様式1-2)

〇〇県 定住等緊急支援(福島健康不安対策事業)事業計画に基づく事業等

令和〇〇年〇月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	各年度の交付対象事業費(注3)						小計	全体事業費 (注4)	全体事業 期間 (注5)	備考
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和〇年度				その他(注6)
1	-	-				<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0		~	
2	-	-				<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0		~	
3	-	-				<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0		~	
4	-	-				<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0		~	
5	-	-				<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0		~	
合 計						(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0			
県名			担当部局名			担当者氏名									
市町村名			電話番号			メールアドレス									

(注1)「事業番号」は、「事業計画中の同種の事業の通し番号」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「各年度の交付対象事業費」は、上段( )書きは前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。総交付対象事業費については、各年度の交付決定額及び今回申請額の和を記載する。

(注4)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。(ただし用地費など交付対象外費用は含めない)

(注5)「全体事業期間」は、平成29年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成29年度以降も含めて記載する。

(注6)事業間流用を行った場合には、「備考」の「その他」に事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注7)担当者氏名等は県の担当者を並べて記載する。

(様式 1 - 3)

定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画に基づく事業等個票

令和〇年〇月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	事業名		事業番号	
交付団体		事業実施主体		
総交付対象事業費	(千円)	全体事業費		(千円)
事業概要				
原子力災害に起因する県民の健康不安解消に向けた取組との関係				
<p>○福島県の原子力災害に起因する放射線による健康不安を解消するための事業実施の必要性</p> <p>○福島県の原子力災害に起因する放射線による健康不安解消に向けた取組と本事業の関連</p> <p>○事業実施後の効果を定量的に把握するための指標等</p>				

(様式1-4)

定住等緊急支援(福島健康不安対策事業)事業計画

令和〇年度

省庁名:

復興庁

令和〇〇年〇月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	当該年度		備考
						交付対象事業費 (b) (注3)	うち交付金交付額 (c)=a×b	
	-	-					0	
						<0>	<0>	
							0	
						<0>	<0>	
							0	
						<0>	<0>	
							0	
						<0>	<0>	
							0	
						<0>	<0>	
							0	
						<0>	<0>	
						(0)	(0)	
						0	0	
						<0>	<0>	

都道府県名		担当部局名		担当者氏名	
市町村名		電話番号		メールアドレス	

(注1)「事業番号」は、「(事業計画中の同種の事業の通し番号)」

となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(注4)基金を造成して福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業)事業等を実施する場合には、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を(c)欄には基金からの取り崩し額を記載する。

(参考様式)

# 定住等緊急支援(福島健康不安対策事業)事業計画に基づく事業等工程表(令和〇年度)

令和〇年〇月現在

※本様式は1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	No.	事業番号	事業名 令和〇年度				事業実施主体	備考
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		
法定手続き・許認可等								
地域等の合意形成								
調査・測量・設計			→					
用地買収			→					
工事					○○○工事 →		△△工事 →	
その他(議会等)								

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)事業実施年度の年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式2)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事 氏名

定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の変更について

○年○月○日付けで提出した定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画について、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））実施要綱第4の5の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

(様式3)

令和〇年度 定住等緊急支援(福島健康不安対策事業) 事業計画に係る  
事業間流用届

提出者名: \_\_\_\_\_

省庁名: \_\_\_\_\_

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

①事業間流用を行った場合

(単位: 千円)

No.	事業名	事業番号	交付決定時点	年度終了時点	流用額 (c)	備考
			本年度に 交付される 交付額 (a)	本年度に 充当した 交付額 (b)		
合計						

(注) 「流用額 (c) 」には、他事業に流用した額を記載する。他事業から流用があった場合にはマイナスで表記する。

②同一地方公共団体が策定した計画間で事業費の流用を行った場合

(単位: 千円)

事業費の流用を行う計画名	流用額	備考

(注) 実施要綱第11の1を適用する場合に記入する。

(注) 交付決定時点は、交付決定の変更を行った場合は最終の交付決定の額を記載する。

(様式4)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事 氏名

令和〇年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））交付決定前着手申請書

令和〇年〇月〇日付〇〇〇で交付可能額通知を受けた定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

## 別記条件

県は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画に基づく事業等に着手するものとする。



(様式5)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事 氏名

令和〇年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））交付決定前着手申請書

下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

## 別記条件

県は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画に基づく事業に着手するものとする。

(様式6)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事 氏名

定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の進捗状況の報告について

定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画（令和●～●年度）について、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））実施要綱第11の2の規定に基づき、別添のとおり進捗状況を報告します。